

自転車での事故に気をつけてください！(交通事故損害賠償解説)(テキスト版)

※動画より一部省略等していることがありますので、詳細は動画をご覧ください。

皆さんこんにちは。弁護士の山上祥吾です。

皆さんの中にも、「自転車に乗っていて、歩行者の方とぶつかって、高額な賠償をしなければならなくなった」というお話を聞いたことがある方がいらっしゃるかと思います。最近、自転車の事故のための保険の広告もよく見かけるかと思います。

そういう広告には、加害者になると1億円必要になることがあります、とか書いてあることが多いかと思いますが、どういうことなのかご説明致します。

例えば、自転車に乗っていて、歩行者の方と衝突してしまって、歩行者の方が怪我をしてしまった場合、自転車を運転していた方は、加害者として、被害者の方に、主に、以下のような項目の損害を賠償しないといけなくなります。

他にも項目はあるのですが、主によく出てくるものをご説明します。

- ・治療費 症状固定までの治療費
- ・付添費
- ・入院雑費 裁判所の基準では、1日 1,500 円
- ・通院交通費
- ・休業損害 収入×休業日数
- ・入通院慰謝料 期間に応じて計算します。

例えば、1ヶ月入院して、6ヶ月通院したとすると、裁判所の基準では、149万円程度となります。

・逸失利益

基礎収入×労働能力喪失率×労働能力喪失期間のライフニツツ係数

この計算式について、簡単にご説明しますと、

例えば、小さい子が、自転車の事故で、後遺障害等級第3級の後遺症が残って、一生働けなくなってしまった。

そうすると、子どもの場合は、平均年収を使うことが多いので、仮に平均年収を500万円としますと、

$500万円 \times 100\% \times (67歳 - 18歳 = 49年間のライフニツツ係数 25.502) = 1億 2,751 万円$

という計算になります。

・過失相殺

歩行者の方にも落ち度があれば過失相殺といって、損害額が減らされることがあるのですが、自転車と歩行者の事故ですと、自転車が歩道を走っているときは、過失相殺されないこともよくありますし、過失相殺されたとしても、あまり大きくは減らされないかと思われます。

このように、理論的には、自転車での事故でも、何千万円とか1億円を超える賠償金という計算になってしまうことはあり得て、実際にも高額な賠償金の事件は起きています。

ただ、これは非常に極端な例でして、実際に、ゆっくりと自転車を運転している方が、大人の方と衝突してしまっても、大きな怪我や後遺障害が発生するという可能性は高くないとも思います。

ただ、やはり、小さい子や、お年寄りやと衝突した場合は、重大な結果になって、賠償額が大きくなる可能性はありますので、自転車でも保険に入っておいた方がいいのではないかなと、個人的には思います。

もっとも、あとは皆さんが保険料と、事故の可能性を検討されて、ということになるかと思います。